

事 務 決 裁 規 則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人鳥越福祉会の事務について、決済の区分及び手続を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「決裁」とは、理事長又は理事長から委任を受けた者の権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 「代理決裁」とは、決裁について権限を有する者（以下「決裁者」という。）の決裁すべき事務を、この規則の定めるところにより、決裁者に代って決裁することをいう。
- (3) 「不在」とは、決裁者が出張、病気その他の事由により決裁することができない状態をいう。

(決裁)

第 3 条 重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項は、定款施行細則第 26 条に基づく施設長の専決事項を除き、すべて理事長の決裁を受けなければならない。

(代理決裁)

第 4 条 理事長が決裁すべき事項で、理事長が不在であるときは、あらかじめ理事長が指定する職員が代理決裁することができる。

- 2 施設長の専決事項で施設長が不在であるときは、事務長が代理決裁することができる。
- 3 前条の代理決裁は、あらかじめ指示を受けた事項又は緊急を要する事項に限りすることができる。

(代理決裁手後の手続)

第 5 条 代理決裁者は、代理決裁をした事項のうち、必要なものについては、すみやかに後閲を受けなければならない。

(決裁順序)

第 6 条 事務は、起案者より順次上司の決定を経て、合議の必要のあるものについては合議を経たあと、決裁者の決裁を受けるものとする。

附 則

- 1、 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2、 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。